

(仮称) 八戸市新学校給食センター整備・運営事業

【実施方針等に関する質問回答】

第 1 (1) ア (ア) a (a)

No.	書類名	頁	大 項	中 項	小項目				質問の内容	回答
1	実施方針	1	1		(1)	エ			現在委託している西、東、北センターの各センター毎の委託費内訳（年間）をご教示ください。	令和4-8年度（5年間）のセンター毎の内訳は入札前の市の積算（税込）で、 西センター：1,411,680,440円 東センター：653,987,960円 北センター：661,601,750円 となっております。
2	実施方針	1	1		(1)	エ			現在委託している西、東、北センターの仕様書、業務分担表・費用負担区分表をご教示ください。	西、東、北センターの現在の運営業務の仕様書、経費負担区分（仕様書内）をお示しします。追加配付資料24「既存センター契約仕様書」を確認ください。
3	実施方針	1	1		(1)	エ			西、東、北地区センターの各センターの在籍人数（社員・パート）・1日の平均稼働人数（社員・パート）・勤務時間・市内在住者数をご教示ください。	ご意見をいただき検討しましたが、公表の想定はございません。
4	実施方針	7	2		(1)				1グループ入札の場合でも入札有効とするのでしょうか？	お見込みのとおりです。 応募者が1者であった場合でも必要な審査は行うこととします。詳細は募集要項等公表時に示します。
5	実施方針	7	2		(1)				応募が1グループだった場合、プロポーザルは成立するのか	No.4の回答を参照してください。
6	実施方針	3	1		(1)	ク	(ア)	c (b)	西センターの外構を含む点検業務の内容についてご教示ください。	要求水準書(案)配付資料18-3_西センター施設管理業務の委託範囲に示すとおりとなります。
7	実施方針	3	1		(1)	ク	(ア)	c (b)	西センターの各種保守管理・修繕業務は点検業務のみとなっていますが、修繕費は貴市負担との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	実施方針	3	1		(1)	ク	(ア)	c (b)	保守管理・修繕業務について(点検業務のみ)と記載があります。建築物・建築設備・調理設備・運営備品等については、点検業務のみとの考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、現時点で想定している詳細は、要求水準書（案）51頁以降でご確認ください。
9	実施方針	4	1		(1)	ク	(ア)	d (b)	既存施設（西センター）の運営は当入札から切り離しはできないのでしょうか？	一体的な運営を図るため、西センターを含めた事業範囲としています。

No.	書類名	頁	大 項	中 項	小項目				質問の内容	回答
					(1)	ク	(ア)	d (b)		
10	実施方針	4	1		(1)	ク	(ア)	d (b)	西センター配送・回収業務について、配送車は基本は新車との理解でよろしいでしょうか	新車の指定はございません。要求水準書を満たし、適切に調達ください。
11	実施方針	4	1		(1)	ク	(イ)	m	貴市にて実施想定の大規模修繕業務の定義をご教示ください。	「建物・設備の全面的な修繕」と想定しています。
12	実施方針	4	1		(1)	ク	(イ)	m	事業期間中の修繕・更新費に関係するため、想定している大規模修繕業務のおおよその実施時期・工事内容及び範囲をご教示ください。	修繕の具体的な項目・内容は現時点で想定しておりません。
13	実施方針	5	1		(1)	ケ	(ア)		市は、事業者が実施する施設整備業務への対価の一部として、あらかじめ定める額を施設整備一時支払金として事業者を支払うとありますが、【物価変動リスクの分担案（※1関連）】の施設整備業務に係る費用の改定がされ、増額した場合の増額分の差額費用は一時支払金に含まれますでしょうか。一時支払金に含まれない場合は、割賦料として維持管理・運営期間にわたり元利均等方式により事業者を支払うことを想定されていますでしょうか。	お見込みのとおりです。 実施方針5頁に示すとおり、施設整備一次支払金の財源は、交付金、地方債等を想定していますが、それ以外の額は、割賦料として維持管理維持管理・運営期間にわたり元利均等方式により事業者を支払うことを想定しています。 なお、詳細は募集要項等公表時にお示しします。
14	実施方針	5	1		(1)	ケ	(ア)		市は、事業者が実施する施設整備業務への対価の一部として、あらかじめ定める額を施設整備一時支払金として事業者を支払うとありますが、【物価変動リスクの分担案（※1関連）】の施設整備業務に係る費用の改定がされ、増額した場合の増額分の差額費用は一時支払金に含まれますでしょうか。一時支払金に含まれない場合は、割賦料として維持管理・運営期間にわたり元利均等方式により事業者を支払うことを想定されていますでしょうか。	No.13の回答を参照してください。
15	実施方針	5	1		(1)	ケ	(ア)		市は、事業者が実施する施設整備業務への対価の一部として、あらかじめ定める額を施設整備一時支払金として事業者を支払うとありますが、【物価変動リスクの分担案（※1関連）】の施設整備業務に係る費用の改定がされ、増額した場合の増額分の差額費用は一時支払金に含まれますでしょうか。一時支払金に含まれない場合は、割賦料として維持管理・運営期間にわたり元利均等方式により事業者を支払うことを想定されていますでしょうか。	No.13の回答を参照してください。

No.	書類名	頁	大 項	中 項	小項目			質問の内容	回答
16	実施方針	6	1		(2)	エ		提案上限価格の公表が募集要項で公表とありますが、上限価格を設定するための見積の提出は今後予定していますでしょうか。	現時点での見積もり依頼は想定していません。
17	実施方針	6	1		(2)	エ		提案上限価格の公表を7月の募集要項の公表よりも早めていただくことは可能でしょうか。	提案上限価格の公表は募集要項等公表時にお示しします。
18	実施方針	6	1		(2)	エ		運営の見積を作成するにあたり、参考とさせていただくため、現在委託している西、東、北センターの委託費（年間）を開示いただきたいです。	No.1の回答を参照してください。
19	実施方針	8	2		(2)	ア		事業者の募集及び選定スケジュール内に提案書提出後のプレゼンテーションのスケジュールの記載がございませんが、想定しているスケジュールをご教示いただけますでしょうか。	現時点では令和8（2026）年12月を想定しています。 なお、プレゼンテーションのスケジュール等の詳細は提案書提出後にお示しします。
20	実施方針	8	2		(2)	ア		事業者の募集及び選定スケジュールについて、「募集要項等に関する質問回答への質問の回答」から参加資格審査書類の受付期間が同時期となっているため、参加資格審査書類の受付まで期間を設けて頂けないでしょうか。	「募集要項等に関する質問回答への質問の回答」から参加資格審査書類の受付期間については、一定の期間は設ける想定です。 詳細なスケジュールは、募集要項等の公表時にお示しします。
21	実施方針	11	2		(3)	ア	(エ)	配送・回収業務を実施する協力企業として本事業に参画しようとする者は、複数の応募者の協力企業となることができる。とありますが、協力企業として参加した配送企業が、優先交渉権者に選定されなかったグループから再委託先として業務の請負は可能でしょうか。 例として同一の配送企業が3グループのうち2グループに協力企業として参画し、参画していなかった1グループが優先交渉権者に選定された後にそのグループの運営企業から再委託先として配送企業が業務の請負が可能でしょうか。	配送・回収業者に関しては、構成企業として参加した場合であっても、支援および協力することは可能です。
22	実施方針	11	2		(3)	ア	(カ)	市内に本店又は支店等を有する者の活用等について、定性若しくは、定量的な評価基準をご教示ください。	募集要項等公表時にお示しします。

No.	書類名	頁	大 項	中 項	小項目				質問の内容	回答
23	実施方針	11	2		(3)	ア	(カ)		応募者が提出した提案書類の評価に当たっては、市内に本店又は支店等を有する者の活用等について加点する予定である。とありますが、構成員に多くの市内に本店又は支店等を有する者の参画が多い方が、加点の対象になるのか、構成員から市内の者（企業）に下請等の契約及び原材料の購入等の契約金額が多いことが加点の対象になるのか、構成員及び下請先まで含む市内の契約金額が加点の対象になるのか、現時点でのお考えをお伺いしたいです。	No.22の回答を参照してください。
24	実施方針	11	2		(3)	ア	(カ)		応募者が提出した提案書類の評価に当たっては、市内に本店又は支店等を有する者の活用等について加点する予定である。とありますが、支店等は営業所も含めるという理解でよろしいでしょうか。市内企業の活用の幅を拡げるためにも市内に営業所を設置する者についても含めていただきです。	お見込みのとおりです。 支店等は、本社以外の営業拠点を想定しています。 市内に営業所を設置する者についても、登記されている拠点であれば、応募は可能です。
25	実施方針	11	2		(3)	ア	(カ)		市内企業の活用等について具体的な評価基準と加点数を示して欲しい。	No.22の回答を参照してください。
26	実施方針	11	2		(3)	ア	(カ)		市内企業を含むことに関して	No.22の回答を参照してください。
27	実施方針	11	2		(3)	ア	(カ)		「応募者が提出した提案書類の評価に当たっては、市内に本店又は支店等を有する者の活用等について加点する予定である」とありますが、建設企業における支店の定義は建設業法上の専任技術者が配置された営業所との理解で宜しいですか。	支店等は、本社以外の営業拠点を想定しています。 よって、専任技術者の配置は想定していません。
28	実施方針	11	2		(3)	ア	(カ)		「なお、応募者が提案した提案書類の評価に当たっては、市内に本店又は支店等を有する者の活用等について加点する予定である。」との記載がありますが、評価における具体的な加点内容や考え方について、可能な範囲でご教授ください。	評価内容及び評価点につきましては、募集要項等公表時にお示しします。
29	実施方針	11	2		(3)	ア	(カ)		「なお、応募者が提出した提案書類の・・・加点する予定である。」とありますが、具体的にはどのような加点を想定されていますでしょうか。	No.28の回答を参照してください。
30	実施方針	12	2		(3)	イ	(ア)	b (c)	市内に本店を有する建設企業で、総合評価値が820点以上かつその他の全ての要件を満たす場合、市内業者1者でも参加要件を満たすとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	書類名	頁	大 項	中 項	小項目				質問の内容	回答	
31	実施方針	12	2		(3)	イ	(ア)	b	(d)	建設企業の参加要件に延べ床面積3,000㎡の公共施設と記載がございますが、公共施設の用途は特に定めないと考えてよろしいでしょうか？	公共施設の用途の指定を求める想定はしていません。
32	実施方針	12	2		(3)	イ	(ア)	b	(d)	「国又は・・・業務が完了した公共施設の施工実績を有していること。」と記載がありますが、施工実績とは、新築や改築の実績と考えてよろしいでしょうか。	施工実績は、新築及び既存の建物の全部を除却し、建て直す改築を求める想定としています。一部を除却し改築する場合及び改修は対象外と想定しています。
33	実施方針	12	2		(3)	イ	(ア)	b	(d)	施工実績には、新築、改修など制約は無いとの理解でよろしいでしょうか。	No.32の回答を参照してください。
34	実施方針	12	2		(3)	イ	(ア)	b	(e)	建設業務責任者の配置実績の記載がありますが、担当技術者としての実績が求められているとの理解で宜しいでしょうか。	担当技術者としての実績を求める想定をしていますが、詳細は募集要項等公表時にお示しします。
35	実施方針	12	2		(3)	イ	(ア)	b	(e)	建設業務責任者の配置について、参加表明時に配置する技術者を特定しないといけないでしょうか？落札後、同等の資格や実績を持った技術者への変更は可能でしょうか？昨今施工要員の確保が困難な為、臨機応変に対応していただきますようお願いいたします。	ご意見として承ります。 なお、詳細は募集要項等公表時にお示ししますが、変更の場合は、実施方針12頁に示す要件を満たすことを前提に認めることを想定しています。
36	実施方針	13	2		(3)	イ	(ア)	b	(e)	企業の施工案件と同様に、新築や改築の実績と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 施工実績は、新築及び既存の建物の全部を除却し、建て直す改築を求める想定としています。一部を除却し改築する場合及び改修は対象外を想定しています。 No.32の回答を参照してください。
37	実施方針	14	2		(3)	イ	(ア)	d	(a)	「国（公社、公団及び独立行政法人を含む）又は地方公共団体が発注した延べ面積3,000㎡以上で、平成22（2010）年度以降に業務が完了した公共施設の維持管理業務の実績」とありますが、現在、契約継続中の業務は含まれる認識でよろしいでしょうか。	現時点では、契約期間中の維持管理業務については、維持管理業務期間が1年以上経過し、部分完了検査に合格している実績も可とすることを想定しています。
38	実施方針	14	2		(3)	ウ	(ア)			応募者の制限について、「参加表明時点」と記載がありますが、参加表明時点とは、「参加資格審査書類の受付期限：令和8年10月上旬」との考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
39	実施方針	16	2		(4)	イ				仮事業契約の締結前までに、会社法に定める株式会社としてSPCを八戸市内に設立することとありますが、所在地は本件施設の住所でもよろしいでしょうか。	本事業用地を所在地として登記することは不可とします。本事業用地とは別の場所にてください。

No.	書類名	頁	大 項	中 項	小項目				質問の内容	回答
40	実施方針	16	2		(4)	イ			仮事業契約の締結前までに、会社法に定める株式会社としてSPCを八戸市内に設立すること。とありますが、所在地は本件施設の住所でもよろしいでしょうか。	No.39の回答を参照してください。
41	実施方針	16	2		(4)	イ			「SPCを八戸市内に設立すること」とありますが、本事業用地を所在地として登録することは可能でしょうか。	No.39の回答を参照してください。
42	実施方針	18	4		(2)	イ			汚染作業区域ですが、回収前室との記載ですが、ドックシェルターを採用する事で気密性は確保できると考えており前室に関しては事業者の提案として頂けないでしょうか。	要求水準を満たしたうえで、衛生面に配慮した整備計画を行ってください。
43	実施方針	18	4		(2)	イ			諸屋の概要で、非汚染区域で上処理室とありますが、居室を有効に使いたいと考えており、コーナーとして頂けないでしょうか。	要求水準書（案）22頁で示すとおり、学校給食衛生管理基準を遵守し、また、作業動線や作業工程を考慮できる場合、事業者提案を可とします。 要求水準書（案）を修正いたします。
44	実施方針	23	別紙	1					リスク分担の記載がありますが、SPCとの事業契約、及び建設工事請負契約は八戸市工事請負契約約款に準じたリスク分担内容となとの理解で宜しいでしょうか。	詳細は事業契約書(案)にてお示しします。
45	実施方針	24	別紙	1					天災等による損害の1%条項について、サービス対価の1%とされているが、本事業費全てに対する1%か、施設に関しては施設整備費に対する1%かについて、算出に関する考え方をご教授ください。	施設整備費に対して1%を想定しています。なお、詳細は募集要項等公表時にお示しします。
46	実施方針	25	別紙	2					用地の瑕疵について、現時点で判明している土壌汚染や地中障害物等がございますでしょうか？現時点で判明している場合、資料等はどの段階で公表されますでしょうか？	現時点での確認では、土壌汚染や地中埋設物・障害物等はないと想定しています。 なお、詳細は募集要項等公表時にお示しします。
47	実施方針	29	別紙	4					西センターの損傷補修費用等について、前施工者の施工不良に起因する不具合、損傷等についてもリスク分担は市側が主分担との理解でよろしいでしょうか。その場合もサービス対価の1%までは受注者負担という条項は有効でしょうか。 サービス対価については、本事業費全てに対してか、又は、施設整備費用に対してか、どのようにお考えかご教授ください。	実施方針29頁リスク分担表No.96に該当します。 なお、詳細は事業契約書(案)にてお示しします。

No.	書類名	頁	大 項	中 項	小項目				質問の内容	回答
48	実施方針	29	別紙	4					西センターの天災等による損害も同様に1%条項が有効のように思われますが、その解釈でよろしいでしょうか。	維持管理期間中に、対象施設が天災等の不可抗力により損害を生じた場合の分担については、サービス対価の100分の1までの損害は事業者の負担、それを超える分は市の負担とすることを想定しています。なお、詳細は事業契約書（案）にてお示しします。
49	実施方針	31	別紙		(1)	イ			対象となる費用は、「施設整備費に関するサービス対価のうち、設計費、工事監理費を除いた、直接工事費及び共通仮設費等直接工事施工に必要となる経費」とありますが、施設整備に係る建中金利も含まれるのでしょうか。物価に加え金利の上昇も顕著であり、SPCが負担する建中金利に関しては、物価スライドに含まれないケースがPFI事業契約書で多く見られます。建中金利の変動は事業者ではコントロールできるものではなく、施設規模によっては大きなリスクになる可能性が大きいと考えています。	建中金利の変動は含まれません。
50	実施方針	31	別紙		(1)	ウ	(ア)	b	サービス対価の変更が行われた場合、増加した費用はどのように支払われるのでしょうか。一括払いでしょうか、または、割賦料として分割払いされるのでしょうか。	No.13の回答を参照してください。
51	実施方針	31	別紙		(1)	ウ			施設整備業務に係る費用の改定がされ、増額した場合の増額分の差額費用が割賦料に含まれる場合は、金融機関からの借入額を増額することも考えられますが、借入額の増額に伴う費用（金利や契約変更に伴う手数料等）はサービス改定の際に請求できるものと考えてよろしいでしょうか。	資金調達リスクは実施方針のとおり事業者負担とします。
52	実施方針	31	別紙		(1)	ウ			1の質問において施設整備業務に係る費用の改定がされ、増額した場合の増額分の差額費用が割賦料に含まれる場合は、金融機関からの借入額を増額することも考えられますが、借入額の増額に伴う費用（金利や契約変更に伴う手数料等）はサービス改定の際に請求できるものと考えてよろしいでしょうか。	No.51の回答を参照してください。
53	実施方針	32	別紙		(2)	イ	(ア)		維持管理業務のサービス対価の改定期間について、昨今の物価変動は月単位の変動も大きいと見られ、年に一度の見直しではなく1.0%以上変動した場合、随時としていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。なお、詳細は事業契約書（案）にてお示しします。
54	要求水準書(案)	1	1	2	(1)	オ			食育機能について 西センターと同じ機能を新センターに求めるのか	西センターと同様の機能は求めておりません。西センターの機能を補完する役割として、所管する小中学校の見学対応を想定しております。

No.	書類名	頁	大 項	中 項	小項目				質問の内容	回答
					(1)	ア	(ア)			
55	要求水準書(案)	2	1	3	(1)	ア	(ア)		調理備品、食具、配膳具等調達業務の他、運営備品として食器かごも事業者が調達するという認識でよろしいでしょうか。	食器かごは、「配付資料14 食具・配膳具・食器かごリスト」の(3)に記載のとおり、西センター分の調達は不要です。本件施設のみ調達をしてください。
56	要求水準書(案)	3	1	3	(1)	ア	(ウ)	b (d)	西センターの運営備品等保守管理業務は点検・更新業務のみと記載されていますが、調理備品のコンテナの修繕は含まれないのでしょうか。	お見込みのとおりです。
57	要求水準書(案)	5	1	4					西地区センターにおける総職員数について、業務内容別(調理、洗浄、配送等)の人数の内訳をご教示ください。	ご意見をいただき検討しましたが、公表の想定はございません。
58	要求水準書(案)	6	1	5	(2)	イ			表1-5にて受配校全体の学級数が提示されておりますが、学校別の学級数をお示しください。	学校別の学級数は、「配付資料1 児童生徒数推計」に示しております。
59	要求水準書(案)	7	1	6	(1)				施設整備責任者と現場代理人は兼務できると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 双方の役割を適切に実施できるのであれば、兼務としても問題ございません。
60	要求水準書(案)	7	1	6	(3)				施設管理者は運営業務を担当する企業から選任してもよろしいでしょうか。	施設管理者の業務内容を理解し、適切に実施できることを前提に選任いただければ問題ございません。
61	要求水準書(案)	7	1	6	(3)				「その他の責任者等については常勤とすること。」と記載されており、施設管理者及びボイラー業務従事者は施設への常駐が求められております。 熱源(ボイラー)を資格選任不要な機器とする場合、常勤である必要はないと思慮します。 法令等の遵守及び同等の品質が確保されることを前提に維持管理体制を事業者側から提案することを認めていただけないでしょうか	本件施設は、設置するボイラーがボイラー技士による常駐監視が必要な場合においては、適切に配置してください。西センターは、既存ボイラーを確認し、適切な監視方法としてください。 要求水準書(案)を修正いたします。
62	要求水準書(案)	8	1	6	(3)				施設管理者及びボイラー業務従事者は兼任可となっておりますが、2施設のセンターの兼任が可能ということでしょうか。もしくは、職種の兼任が可能ということでしょうか。	職種の兼任が可能という意味になります。表1-6 各責任者の配置基準より施設管理者は各センター1名以上としているため、2センターの兼任は不可となります。 ボイラー業務従事者は、設置するボイラーの仕様の応じて適宜配置をしてください。 なお、ボイラー業務従事者の配置人数及び常勤配置については、No.61の回答のとおり要求水準書(案)を修正いたします。

No.	書類名	頁	大 項	中 項	小項目			質問の内容	回答
63	要求水準書(案)	8	1	6	(4)			総括責任者は2センターで1名の常駐配置とされていますが、どちらのセンターに常駐する想定でしょうか。	西センターへの常駐を想定しています。
64	要求水準書(案)	8	1	6				表1-6及び表1-7にて各責任者の配置基準にて、「兼任可」となっている責任者については異なる業務の責任者についても「資格等」に記載の基準を満たす者であれば兼任をお認めいただけるのでしょうか。 例) 維持管理業務「施設管理者」と運営業務「調理副責任者」の兼任	お見込みのとおりです。 各業務内容を理解し、適切に実施できることを前提に選任いただければ問題ございません。
65	要求水準書(案)	11	2	1	(2)	ア	(ア)	新センターは提供食数6,000食2献立とありますが、A献立・B献立の食数割は3,000食ずつという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)p11に記載のとおり、A献立は小学校分、B献立は中学校分となりますので、本件施設の受配校よりご確認ください。
66	要求水準書(案)	11	2	1	(2)	イ	(ウ)	配付資料4の献立例の組合せにおいて A献立が②炒め物or煮物③煮物④汁物 B献立が②炒め物or煮物③煮物④汁物 と②③④の献立においてすべて回転釜を使用する献立はありませんでしたが、そのような組み合わせはないという理解でよろしいでしょうか。	配付資料4にて示した献立のとおりです。
67	要求水準書(案)	11	2	1	(2)	イ	(エ)	行事食、郷土料理食を実施するとなりますが、A献立・B献立のどちらか(3,000食分)で実施するという理解でよろしいでしょうか。	A献立、B献立の両方で実施しますが、提供は別日とします。
68	要求水準書(案)	11	2	1	(2)	イ	(エ)	児童生徒考案給食について、配付資料5で『考案した生徒の学校提供、他の学校には通常の献立を提供する』とありますが、考案給食実施時は部分的に3献立になるということでしょうか。(A献立・B献立・考案レシピ+AorB献立?)	お見込みのとおりです。食数・調理機器の使用状況等を運営事業者と協議して実施するため、このために必要な設備等を整備する必要はございません。
69	要求水準書(案)	12	2	1	(3)	イ		対応方法で「例えば卵のみのアレルギーの児童生徒には、乳と卵の除去食を提供する…」とありますが、西センターの対応食調理室にはA献立に使用する「小麦」の持込みの可能性があると運用方法でしょうか。	これまでの想定は、お見込みのとおりですが、アレルギー対応食の提供方法については、一部変更を予定していることから、要求水準書(案)を修正いたします。
70	要求水準書(案)	12	2	1	(3)	カ		アレルギー対応食用の配送・配膳については、個別の児童生徒専用の市が用意する専用容器にて配送とありますが、本件施設の受配校用のアレルギー対応食配送車両の検討のためにも専用容器の仕様、サイズ等をお示しください。	西センターで現在使用している専用容器の仕様等は以下のとおり。 容器：サンコーTP331.5 フタ：サンコーサンボックス330フタ 容器及びフタセット外寸：350mm×340mm×165mm

No.	書類名	頁	大 項	中 項	小項目				質問の内容	回答
71	要求水準書(案)	12	2	1	(3)	カ			現在の運営においては、アレルギー対応食用の専用容器はどのように配送車に積載して配送しているのでしょうか。 例) コンテナに積載して配送。専用容器を配送車に直積して配送。等	「配付資料18-5_八戸市学校給食における食物アレルギー対応管理マニュアル【R6.12月改訂】」の21頁の記載をご参照ください。
72	要求水準書(案)	12	2	1	(4)				デザートについては、直送品と給食センターから配送するものがありますが、給食センターから配送するデザートはどのようなものがありますでしょうか。	常温のミニゼリー、小袋のナッツ類などです。
73	要求水準書(案)	12	2	1	(4)				主食は受配校に直送とありますが、本施設でパンや麺を調理する献立はないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。(麺のためのスープは調理しますが、麺自体の調理はありません。)
74	要求水準書(案)	12	2	1	(4)				ふりかけ、チーズ及びその他デザートは給食センターから受配校へ配送している。とありますが、「その他デザート」の具体例をご教示いただけますでしょうか。	常温のミニゼリー、小袋のナッツ類などです。
75	要求水準書(案)	12	2	1	(4)				直送品の搬入に関しまして、「令和7(2025)年現在、主食(米飯・パン・麺)及び牛乳、デザートは納入業者から受配校へ直送しており、ふりかけ、チーズ及びその他デザートは給食センターから受配校へ配送している。」とあります。また、配付資料4の献立指示書によると、カシューナッツは給食センターからの配送となっているようですが、ナッツ類以外で、給食センターに納入される「その他デザート」に該当する食品があればいくつか例示いただけますでしょうか。	常温のミニゼリー、小袋のナッツ類などです。
76	要求水準書(案)	12	2	1	(5)	ア			先日東北地方で大規模な地震が発生しましたが、八戸市として災害対策、災害対応に関して留意してほしい事項や本事業での要望事項はございますでしょうか。また既存センターで本地震に関連して不具合やトラブルは発生しましたでしょうか。	本件施設は、災害に強く、被災した場合でも早期に給食を再開できるような施設整備・運営体制の確保にご留意ください。 また、災害時、施設設備に被害がなくライフラインに影響がない場合に、本件施設の機能を活かした被災者への炊き出し等が可能な施設とさせていただきます。 12月8日の青森県東方沖地震により、西センターの天井見切材が剥離した事案が発生しました。修繕を実施する冬休みに入るまでの間、献立を変更して対応しましたが、冬休み中に修繕が完了し、3学期からは通常の給食を再開することが可能となりました。

No.	書類名	頁	大 項	中 項	小項目				質問の内容	回答
77	要求水準書(案)	12	2	1	(5)	ア			災害時の施設稼働は、備蓄倉庫のレトルトカレーを配送できる能力が要求水準であるという理解でよろしいでしょうか。	災害によってインフラが停止され、給食の調理ができない場合において、各学校にレトルトカレーを配送できる能力を想定しています。また、災害時には、本件施設の機能を活かした被災者への炊き出し等に市へ積極的に協力していただくことを想定しています。要求水準書(案)に明記します。
78	要求水準書(案)	12	2	1	(5)	ア			8日に発生した最大震度6強の地震がありますが、本事業において災害対策は見直しとなる可能性はあるのでしょうか。	現時点で災害対策の見直しの想定はございません。No.76の回答に記載のとおり、災害発生後の給食の継続、早期の再開が重要であると認識しています。
79	要求水準書(案)	12	2	1	(5)	イ			災害時に稼働する具体的な設備機器を示して欲しい。(調理機器、食材保管庫、空調など)	要求水準書(案)12頁等に記載のとおりを想定していますが、それ以外は事業者提案に委ねることを想定しています。ただし、災害時の稼働に特化した設備機器の整備は現時点では想定しておりません。
80	要求水準書(案)	12	2	1	(5)	ウ			稼働する時間は72時間必要ではないでしょうか。	48時間以上とします。要求水準書(案)を修正いたします。
81	要求水準書(案)	12	2	1	(5)				災害発生時の対応について、本施設で想定している食数や対応などについてご教示をお願い致します。	No.76、77の回答をご参照ください。
82	要求水準書(案)	12	2	1	(5)				12/8に発生した最大震度6強の地震のほか、昨今の地震やゲリラ豪雨などの災害が多くなってきておりますが、そのような災害対応に関して要求水準書では明記が無いように思われるのですが八戸市様の災害対応に関するお考えをお教え願います。一例として、地震による給食センター稼働への影響を最小限にする など建物や調理・運営に関する内容でお聞かせ願います。	No.76、77の回答をご参照ください。
83	要求水準書(案)	12	2	1	(5)				災害発生時など、本施設で想定されていることについてご教授ください。 (例)食品倉庫や災害拠点、避難所など	No.76、77の回答をご参照ください。
84	要求水準書(案)	12	2	1	(6)	ウ			防犯・安全管理について、事業者エリアに監視カメラの映像が見れる設備の設置は必須でしょうか。	事業者エリアでの管理は必須としないことを想定しています。

No.	書類名	頁	大項	中項	小項目				質問の内容	回答
85	要求水準書(案)	13	2	2	(1)	イ	(ア)		「・・・事業用地から市道美保野線にある・・・を事業者で行うこと。」とあります。配付資料8を参考に設計及び工事をすると考えますが、施工の詳細については、八戸市下水道部との協議調整が必要であるとの考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
86	要求水準書(案)	13	2	2	(1)	イ			排水の見積りについて 12月に提出させていただいた見積金額についてですが、今回公表された資料に無い情報の中で見積り提出しています。流出量の調整などは、本事業費に含まれるとの考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
87	要求水準書(案)	15	2	4	(3)	カ			来訪者用及び市職員用の駐車場は、普通自動車のみと考えてよろしいでしょうか。また、大型バスの想定サイズをご教示お願いいたします。	来訪者用及び市職員用の駐車場につきましては、お見込みのとおりです。なお、大型バスのサイズは全長12m程度、車幅2.5m程度を想定しています。要求水準書(案)を修正いたします。
88	要求水準書(案)	15	2	4	(3)	キ			事業者が利用する敷地内駐車場は、無料の扱いになるのかご教示願います。	西センターの事業者用駐車場は、行政財産目的外使用としていないため、使用料の徴収はしておりません。本件施設についても同様の扱いを想定しています。
89	要求水準書(案)	15	2	4	(3)	キ			事業者職員の駐車場について、行政財産使用料など費用がかかりますか。	No.88の回答をご参照ください。
90	要求水準書(案)	16	2	6					主要諸室のうち、事業者用トイレと調理従事者用トイレは用途上どのような違いのあるトイレとお考えでしょうか？事業者の中に調理従事者が含まれるようにも考えられるため、衛生面に十分に配慮した上で、兼用とする提案を認めていただくことは出来ないでしょうか？	腸内検査を実施・未実施での利用者区分を想定しています。腸内検査を調理従事者及び事務員等が実施するなど、衛生面に十分に配慮した場合は兼用とすることを可能とすることを想定しています。 要求水準書(案)を修正いたします。
91	要求水準書(案)	17	2	6	(1)	ア	(イ)		将来的な職員男女比率に関して、想定されている比率がありましたらご教示願います。	現時点において男女比率の明確な想定はありませんが、現時点の男女比率が要求水準書(案)17頁で示す比率から大きく変わるような想定はしておりません。
92	要求水準書(案)	18	2	6	(1)	イ	(キ)		試作調理室に設ける倉庫について、収納する物品をご教示願います。	鍋・フライパン・ポール・まな板・包丁・ポット・食器等、家庭用の調理道具を想定しております。 要求水準書(案)を修正いたします。

No.	書類名	頁	大 項	中 項	小項目				質問の内容	回答
93	要求水準書(案)	18	2	6	(1)	イ	(キ)		試作調理室の利用頻度をお教え願います。また、効率的な平面計画をするために別の諸室に隣接し、一体的に利用する提案など提案に委ねていただくことは出来ないでしょうか？	物資の見本選定のため、月1回程度の利用を想定しております。移動式間仕切壁などで区切るなど、工夫が取れる場合、会議室のコーナーとするなどの提案も可とします。 要求水準書(案)を修正いたします。
94	要求水準書(案)	18	2	6	(1)	イ	(キ)		会議室及び試作調理室を一室とし、移動式間仕切壁で区切る提案は可能でしょうか。	No.93の回答をご参照ください。
95	要求水準書(案)	19	2	6	(1)	イ	(ク)	a	備蓄倉庫について、非常食など備蓄品に関しては市の負担でしょうか。	お見込みのとおりです。
96	要求水準書(案)	19	2	6	(1)	イ	(ク)		「備蓄倉庫」給食提供1食分の非常食とありますが、保管するのは1回分(6000食)の理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
97	要求水準書(案)	19	2	6	(1)	ウ	(エ)		事業者用トイレと調理従事者用トイレの用途の違いについてご教示をお願い致します。 また、衛生面に十分配慮した使用方法とする場合は、事業者用トイレは調理従事者用トイレ兼用で使用する事を事業者の提案に委ねていただく事は可能でしょうか。	No.90の回答をご参照ください。
98	要求水準書(案)	21	2	6	(2)	ア	(キ)		卵処理室を室とする意図について、ご教示お願い致します。	液卵以外の納入の可能性も加味し、室としていましたが、学校給食学校給食衛生管理基準を遵守できる場合、専用室とせず、他室のコーナーとすることを可とします。
99	要求水準書(案)	21	2	6	(2)	ア	(キ)		卵処理室との記載ですが、コーナーでも宜しいでしょうか。	学校給食衛生管理基準を遵守し、また、作業動線や作業工程を考慮できる場合、事業者提案を可とします。
100	要求水準書(案)	21	2	6	(2)	ア	(キ)		卵処理室については、冷凍液卵が処理対象となるため、衛生性や作業性を加味した上でコーナー設置とするなど、提案者に委ねて頂くことは可能でしょうか。	No.99の回答をご参照ください。
101	要求水準書(案)	21	2	6	(2)	ア	(キ)		卵処理室について、衛生に配慮した上で魚・肉類下処理室内のコーナーとする提案は可能でしょうか。	学校給食衛生管理基準を遵守し、また、作業動線や作業工程を考慮できる場合、事業者提案を可とします。

No.	書類名	頁	大 項	中 項	小項目				質問の内容	回答
102	要求水準書(案)	21	2	6	(2)	ア	(コ)		見学时、食品庫の冷蔵庫に缶詰の冷蔵庫があったが、本件要求水準書には記載がなかったが、考えはあるか	西センターでは、 ①下処理側にある缶詰用の冷蔵庫には、みそ、煮干し及び開封後の調味料を保管しており、 ②和え物準備室付近にある冷蔵庫には、低温の状態調理を開始したいフルーツ等の缶詰を保管しております。 本件施設でも同様に保管できるよう冷蔵スペースを確保してください。
103	要求水準書(案)	21	2	6	(2)	ア	(セ)	b	ローリー車での油の搬入方法、廃油方法を具体的にご教示いただけますでしょうか。また、油の搬入・回収の頻度についてもご教示いただけますでしょうか。	本件施設の揚物機等に使用する調理油の搬入及び回収は、事業者の施設等整備の提案及びその後の市との協議により、市が搬入・回収方法を検討し、市が搬入・回収を行う想定です。ただし、要求水準書(案)にあるとおり、搬入については、ローリー車と一斗缶の双方に対応できるように整備してください。
104	要求水準書(案)	22	2	6	(2)	イ	(ア)		上処理室は、上処理コーナーで計画することを事業者の提案に委ねていただく事は可能でしょうか。	要求水準書(案)22頁で示すとおり、学校給食衛生管理基準を遵守し、また、作業動線や作業工程を考慮できる場合、事業者提案を可とします。 要求水準書(案)を修正いたします。
105	要求水準書(案)	22	2	6	(2)	イ	(ア)		上処理室について、学校給食衛生管理基準を満たす提案であれば設置方法については事業者提案とするとありますが、煮炊き調理室内にコーナーとして設置しても良いと解釈しても問題ないでしょうか。	学校給食衛生管理基準を遵守し、また、作業動線や作業工程を考慮できる場合、事業者提案を可とします。 要求水準書(案)を修正いたします。
106	要求水準書(案)	22	2	6	(2)	イ	(ウ)	b	(ウ) 煮炊き調理室 b和え物用のソースやタレ等の調理ができる調理釜を設置とありますが、調理機器については釜に限らず提案者に委ねるものとしてもよろしいでしょうか。	学校給食衛生管理基準を遵守し、また、作業動線や作業工程を考慮できる場合、事業者提案を可とします。
107	要求水準書(案)	22	2	6	(2)	イ	(ウ)		煮炊き調理室に和え物用のソースやたれ等の調理ができる調理釜を配置することとありますが、専用ではなく、それらを含めた調理が可能な台数を配置するとの認識でよろしいでしょうか。	No.106の回答をご参照ください。
108	要求水準書(案)	22	2	6	(2)	イ	(ウ)		煮炊き調理室に和え物用のソースやタレ等を調理する釜を設置することとありますが、加熱した調味液は冷蔵庫等で冷却後、和えるという理解でよろしいでしょうか。もし加熱しない場合は、回転釜での調理ではなく大ボウルやミキサーでの攪拌作業での調味を想定してもよろしいでしょうか。	学校給食衛生管理基準を遵守したうえで、事業者提案を可とします。

No.	書類名	頁	大 項	中 項	小項目				質問の内容	回答
109	要求水準書(案)	23	2	6	(2)	イ	(エ)		和え物室の要求水準として、果物類の切裁を行うことも想定しておりますが、皮むき・芯取り、分割等のある果物は何を想定されてい ますでしょうか。	オレンジ等の分割を想定しています。
110	要求水準書(案)	23	2	6	(2)	イ	(オ)	b	和え物準備室の「設置場所については事業者提案とする」とありますが 諸室では無くコーナーとすることも可能でしょうか。	学校給食衛生管理基準を遵守し、また、作業動線や作業工程を考慮で きる場合、事業者提案を可とします。
111	要求水準書(案)	23	2	6	(2)	イ	(オ)		和え物準備室の下茹でに使用する回転釜を、煮炊き調理室の一部に コーナーとして設け、必要に応じて煮炊き調理釜として効率的に使用 する等、施設の効率化を図る提案は可能でしょうか。	学校給食衛生管理基準を遵守し、また、作業動線や作業工程を考慮で きる場合、事業者提案を可とします。 なお、煮炊き調理室の釜に不足が生じないよう、要求水準書(案)の 配付資料4 献立指示書及び献立例等を確認し、必要数を確保してくだ さい。
112	要求水準書(案)	23	2	6	(2)	イ	(オ)		和え物準備室との記載ですが、コーナーなど事業者の提案に委ねてい ただけないでしょうか。	No.110の回答をご参照ください。
113	要求水準書(案)	23	2	6	(2)	イ	(オ)		回転釜の効率的な運用を図るため、交差汚染防止などの衛生管理対策 を徹底した上で、和え物準備室は煮炊き調理室と同一の部屋とするこ とは可でしょうか。	学校給食衛生管理基準を遵守し、また、作業動線や作業工程を考慮で きる場合、煮炊き調理室と同一にすることなど設置場所の事業者提案 を可とします。
114	要求水準書(案)	23	2	6	(2)	イ	(オ)		和え物準備室については、衛生性や作業性を加味した上でコーナー設 置とするなど、提案者に委ねて頂くことは可能でしょうか。	学校給食衛生管理基準を遵守し、また、作業動線や作業工程を考慮で きる場合、設置方法について事業者提案を可とします。
115	要求水準書(案)	24	2	6	(2)	ウ	(イ)		非汚染作業区域前室にエアシャワーの記載がありませんが、不要で しょうか。設置した場合は加点の対象となりますでしょうか。	エアシャワーの設置を必須とし要求水準書(案)を修正いたします。 交差汚染防止、微粒子・毛髪等の除去等に配慮し、衛生環境の維持が 可能な提案をお願いします。 加点の対象等については、募集要項等公表時にお示しします。
116	要求水準書(案)	25	2	7	(3)		(ア)	a	冷蔵庫・冷凍庫の主要部分及び内装はステンレス製とありますが、プレ ハブ冷蔵庫・冷凍庫については西センターと同様鋼板でもよろしい という理解でよろしいでしょうか。	プレハブ庫の主要部分及び内装について、カラー鋼板とすることも可 とします。 要求水準書(案)を修正いたします。
117	要求水準書(案)	25	2	7	(3)		(ア)	a	冷蔵庫・冷凍庫について、外装の主要部分及び内装はステンレス製と し、いずれも抗菌コーティングを施すなどの抗菌仕様とすることとあ りますが、プレハブ庫の外装については一般的なカラー鋼板としても よろしいでしょうか。	プレハブ庫の外装について、カラー鋼板とすることも可とします。 要求水準書(案)を修正いたします。

No.	書類名	頁	大 項	中 項	小項目				質問の内容	回答
118	要求水準書(案)	25	2	7	(3)	(ア)	f	f 自動温度記録装置等により、経時変化を記録できる機器とすること。とあるが別に機器を整備する必要があるのか。	温度管理に関する設備については学校給食衛生管理基準が遵守できるよう必要な設備（一般的な温度計の他、停電発生時、どの程度温度上昇したか（最高最低温度計等）が確認できるような設備）を整えることとし、「自動温度記録装置」の整備までは不要であるため、要求水準書（案）を修正します。	
119	要求水準書(案)	26	2	7	(3)	(ア)	e	「和え物調理室に設置する回転釜は、冷却機能を備えたものとする」とあります。西センターにおいては当該機能が備えられていませんが、本件においては和え物を適温管理できる方法があれば、冷却機能の有無は提案者に委ねて頂くことは可能でしょうか。	作業過程で温度管理ができる方法がとれる場合、事業者提案を可とします。 要求水準書（案）を修正いたします。	
120	要求水準書(案)	26	2	7	(3)	(ア)	e	和え物調理室に設置する釜は冷却機能を備えたものとするがありますが、「冷却機能」とは回転釜で和え物調理中に食材の温度が上昇しないような機構を備えたものという認識でよろしかったでしょうか。	作業過程で温度管理ができる方法がとれるようにした場合、お見込みのとおりとし、事業者提案を可とします。 要求水準書（案）を修正いたします。	
121	要求水準書(案)	26	2	7	(3)	(オ)	b	「設備配管等が機外に露出していない構造とすること」という項目につきましてもう少し詳細な説明をお願いいたします。例えば機器上部にて一部配管が見えている機器も不可となりますでしょうか。	衛生の観点からこのような記載としています。 衛生上問題ない構造の機器の選定としてください。	
122	要求水準書(案)	27	1	7	(4)	イ	(ア)	回転釜は、同日の調理作業において、釜を洗浄して二度調理に使用するなどのいわゆる二回転調理や使い回しなどが無いよう十分な数を設置すること。とありますが食材が同じ場合は釜を洗浄せずに下茹でできるため二回転調理にあたらぬとの理解でよろしいでしょうか	現在、西センターでは、炒め物、煮物などに使用する野菜（もやし、大根等）や冷凍豆腐の前処理（下茹で）を、同じ食材1種類のみを複数回にわたって処理することを可としております。（例：もやしの下茹でを同じ釜で3回繰り返す）ただし、湯の使いまわしはしません。また、前処理で使用した釜は、その後調理に使用することを不可にしております。	
123	要求水準書(案)	27	1	8	(1)	ア		コンテナサイズはサイズは参考とありますが、最大提供食数や受配校の状況（広さ等）、学級数等を勘案した寸法・数量等であればコンテナサイズは特に制限されるものでないとの理解でよろしいでしょうか。また配送校側でコンテナサイズが大きくなった場合に支障が出る学校はございますか。	お見込みのとおりです。 なお、配送校側の支障につきましては、「配付資料16_受配校における給食受入施設（搬入口）の現況・既存の配膳・下膳方法」における搬入口の寸法をご確認ください。	

No.	書類名	頁	大 項	中 項	小項目				質問の内容	回答
124	要求水準書(案)	27	2	7	(3)	(ウ)	a		「設定温度が120℃まで設定でき」とありますが、100℃以上の高温消毒は保管食器、器具等内容物の負荷、劣化が発生します。設定温度としては、全国的に90～95℃での運用がほとんどを占め、問題も起こっていないため、「設定温度が100℃まで設定でき」という記載に変更していただけないでしょうか。	設定可能温度の上限を100℃とし、要求水準書（案）を修正します。
125	要求水準書(案)	27	2	7	(4)	イ	(ア)		回転釜は使い回しが無い数を設置するとありますが、以下については使い回しに該当しますでしょうか。 配付資料4 2025/4/16 煮和え ・大根と冷凍豆腐を下ゆで ・下ゆでに使用した釜での調理 2025/11/19 ペンネアラビアータ ・ペンネマカロニの下ゆで 複数回を同じ釜	No.122の回答をご参照ください。
126	要求水準書(案)	27	2	7	(4)	イ	(ア)		油あげの油抜きをした釜は、そのまま和え釜として再活用することができるか	現在、西センターでは、油抜きを上処理室のシンクで行っており、本件施設において、市との協議により同様の対応とすることも可能と考えております。
127	要求水準書(案)	27	2	7	(4)	イ	(イ)		スチームコンベクションオープンは、配付資料4の献立例を拝見すると、A献立・B献立でスチコンを使用する献立の重複が見受けられることから、2献立ではありますが6,000食の焼物・蒸し物提供に対応可能な機器台数の設置が必要との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
128	要求水準書(案)	28	2	8	(1)	ア			コンテナサイズについて、本件施設と西センターで将来の配送校の組替えのお考えはありますか。その際にコンテナの相互活用はお考えでしょうか。	事業期間中の配送校の組み換えの可能性はございますが、組み換えよりコンテナが別途必要な場合は市が整備することを想定しているため、相互活用を考慮する必要はございません。
129	要求水準書(案)	28	2	8	(1)	ア			旧センターで使用されている配送車について、そのサイズ（全長、全幅、高さ）、最大積載量、コンテナを何台積みしているかお示しいただけますでしょうか。	現在使用している北センター及び西センターの配送車は以下のとおりです。 北センター（全長：625cm、全幅：201cm、高さ：294cm、最大積載量：2t、コンテナ最大6台積） 東センター（全長：626cm、全幅：202cm、高さ：293cm、最大積載量：2t、コンテナ最大6台積）

No.	書類名	頁	大 項	中 項	小項目				質問の内容	回答
130	要求水準書(案)	28	2	8	(1)	ア			表2-17の既存給食センターコンテナサイズ表にコンテナ1台あたりの重量の記載がございますが、この重量は稼働重量という解釈でよろしかったでしょうか。	お見込みのとおりです。
131	要求水準書(案)	29	2	8	(2)	ウ			表2-19の二重保温食缶角型13リットル(米飯用)は現在、「八戸市教育委員会」の刻印が施されていると思いますが、今回調達分にも同様の刻印又はラベルの貼付けは必要となりますでしょうか。	お見込みのとおりです。
132	要求水準書(案)	35	2	10	(1)	ク			「テレビ放送受信設備の設置については事業者の提案とする。」と記載がありますが、当該施設については、設置しない場合であっても支障はないとの理解でよろしいでしょうか。	テレビ放送受信のためのアンテナ・配線・端子(市職員用事務室)等の整備は設置いただく想定です。 要求水準書(案)を修正いたします。
133	要求水準書(案)	35	2	10	(1)	コ	(イ)		市職員室用のモニターはカメラ映像把握のための設置と思われますが、会議室のモニターは見学者用のモニターという認識でよろしいでしょうか。	会議室のモニターは、カメラ映像把握のため及び見学者用モニターのどちらの使用も想定しています。
134	要求水準書(案)	35	2	10	(1)	コ	(イ)		西センターで本施設の映像と音声を確認出来るようにすることに関して、確認用モニターは八戸市様の設置となっておりますが1台を設置する考えでしょうか?複数台設置される場合、台数をお教え願います。	本件施設でのカメラ設置及びデータを送ることが出来る状態の整備を想定しています。 なお、詳細は事業開始後に協議するものとします。
135	要求水準書(案)	35	2	10	(1)	コ			監視等カメラ設備について、作業用モニタリングと見学者への展示を目的としたカメラを設置するとありますが、記載の水準を満たせば、それぞれの目的に合わせて専用で設置する必要はないとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
136	要求水準書(案)	35	2	10	(2)	コ	(イ)		西センターに本施設のカメラ映像を見るための設備を設置する場合の費用は本事業に含まれますでしょうか。 また、西センターにおけるカメラ映像の使用用途などはどのように想定されていますでしょうか。	西センターの設備については、市の負担で設置を行います。 使用用途は、本件施設での活動を西センターでモニタリングを想定しています。
137	要求水準書(案)	35	2	10	(2)	コ	(イ)		西センター事務所からも本施設の映像を見えるようにする、という理解でしょうか。 上記理解が正しい場合、市が準備するモニターに接続できる状態(例えばケーブルをつなげるだけ)まで整備することを求められているという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 西センターの設備については、市の負担で設置を行うため、西センターに本件施設の映像データを転送できるように整備してください。

No.	書類名	頁	大項	中項	小項目			質問の内容	回答
138	要求水準書(案)	41	3	1	(1)	ア	(カ)	「デジタル技術を活用した情報発信機能」とは具体的にどのようなものをイメージされていますでしょうか？	調理場内の見学をカメラ及びモニターにて行えるようにすることを想定しています。
139	要求水準書(案)	44	3	2	(7)	ア		新センターの調理備品、食具、配膳具等の調達は事業者になるかと思いますが、西センターは食具及び配膳具の調達のみという理解でよろしいでしょうか。 その場合、西センターの調理備品は八戸市様で調達するという理解でよろしいでしょうか。	西センターに係る調達については、運営備品のうちコンテナ及び食器かごを除く備品を、事業者が調達するものとします。
140	要求水準書(案)	45	3	2	(10)	ウ		(10) 配送車両調達業務にて、アレルギー対応食配送車両について記載がありますが、専用車両として調達が必須となりますでしょうか。	アレルギー対応食は、現在通常食と同じコンテナに併載又はライトパン（アレルギー対応食積載車両）で配送しており、本事業でも市との協議により同様の方法とすることを可とします。調理後2時間以内の喫食ができるように配送計画をたて必要に応じ調達して下さい。
141	要求水準書(案)	45	3	2	(10)	エ	(ア)	トラックの保冷仕様とは、断熱仕様による外気からの温度変化を防ぐ構造という認識でよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。 要求水準書（案）は、「保冷仕様」から「断熱仕様」に修正いたします。
142	要求水準書(案)	45	3	2	(10)	エ	(イ)	配送車両の仕様としてコンテナ6台が積載可能とありますが、コンテナサイズや最大積載量を考慮してコンテナ4台や5台積載での運用もお認めいただけますでしょうか	配送車両に積載するコンテナの台数は、事業者提案とすることを可とします。1台あたりのコンテナの積載台数が少なくなる場合においても調理後2時間以内の喫食ができるよう車両台数の確保を図るようにして下さい。
143	要求水準書(案)	45	3	2	(10)	エ	(イ)	1台の配送車につき6台のコンテナを積載可能とあるが、必ず6台である必要があるか。コンテナの大きさを検討したうえで、6台以外の積載数とすることも検討したい。	No.142の回答をご参照ください。
144	要求水準書(案)	46	3	2	(11)	イ		工事着手前に工事説明会等は開催しますが現時点で近隣住民から建設に対する反対意見、住民協定（車両および作業時間の制約等）等はないものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
145	要求水準書(案)	47	3	2	(12)	イ	(イ) a	引渡し時に市へ所有権を移転するもので、a 本件施設には、市道美保野小学校線に整備する放流管(側溝)等は含まれるとの考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
146	要求水準書(案)	51	5	1	(3)			西センターの維持管理業務について、事業者側の点検業務について、項目、頻度、範囲等の業務仕様をご教示ください。	「配付資料18-3西センター施設管理業務の委託範囲」にて、現在の委託業務範囲をお示ししていますが、この範囲と同様とすることを想定しています。

No.	書類名	頁	大 項	中 項	小項目				質問の内容	回答
147	要求水準書(案)	53	5	1	(9)	ウ			西センターの維持管理業務については、点検が主のようですが、「正 常に機能しないことが明らかになった場合」に限ったことで良いので しょうか。専門の業者に点検を依頼するような事項はないのでしょうか。 (必要な場合は、貴市から発注されるのでしょうか。)	日常点検が主となります。日常点検により不具合が確認された場合に ついては、専門業者へ点検・修繕依頼及び費用負担を市が行います。
148	要求水準書(案)	55	5	2	(1)	イ	(ウ)	b	補修の定義をご教示いただきたいです。 応急処置としてどの程度まで行うことを想定されているかご教示いた だけますでしょうか。	補修とは、壊れたり傷んだりした部分を直し、元の状態に近づけるた めの作業を指します。 台車、棚等のキャスター等の交換など、「配付資料18-3西センター施 設管理業務の委託範囲」の3(2)に応急処置と補修の例を記載してお りますのでご確認ください。
149	要求水準書(案)	55	5	2	(1)	イ	(ウ)	b	異常時の応急処置について、基準を明確にしていきたい。	No.148の回答をご参照ください。
150	要求水準書(案)	55	5	2	(1)	イ	(ウ)	b	異常時の応急対応において、「応急処置に使用した備品費は市の負担 とする」と記載がありますが、応急処置に要した労務費についても、 市と協議のうえ対応するとの理解でよろしいでしょうか。	「配付資料18-3西センター施設管理業務の委託範囲」の3(2)に記載 の「応急処置例および補修例」程度の対応については、労務費は業務 範囲内と考えております。 早急に対応が必要でありかなりの時間を要する対応の労務費につい ては、事業者との協議の上判断いたします。
151	要求水準書(案)	58	5	2	(3)	イ	(ウ)	b	西センターにおける点検記録の電子データ化や異常時の応急処置を円 滑に行うため、市による修繕更新履歴は維持管理業務期間中随時事業 者に共有されるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
152	要求水準書(案)	58	5	2	(3)	イ	(ウ)	b	異常時の応急対応において、「応急処置に使用した備品費は市の負担 とする」と記載がありますが、応急処置に要した労務費についても、 市と協議のうえ対応するとの理解でよろしいでしょうか。	「配付資料18-3西センター施設管理業務の委託範囲」の3(2)に記載 の「応急処置例および補修例」程度の対応については、労務費は業務 範囲内と考えております。 早急に対応が必要でありかなりの時間を要する対応の労務費につい ては市と協議の上判断いたします。
153	要求水準書(案)	58	5	2	(4)	ア			表5-8を読み取ると、西センターの調理備品更新は、八戸市様で行う との理解でよろしいでしょうか。	No.139で回答している調達内容と同様、西センターに係る更新につ いては、運営備品のうちコンテナ及び食器かごを除く備品を事業者が対 象となります。 要求水準書(案)を修正いたします。
154	要求水準書(案)	58	5	2	(4)	イ	(ア)	b	食具・配膳具・食器かご・食缶など、事業期間での更新のお考えをご 教示願います。	現時点では具体的な更新の考えはありません。

No.	書類名	頁	大 項	中 項	小項目				質問の内容	回答	
155	要求水準書(案)	59	5	2	(6)	イ	(ア)	a	(c)	重機を使用して除雪するとありますが、西地区センターで使用している重機の所有者は現委託事業者でしょうか。本件施設及び既存施設の重機は事業開始時までに市が購入する予定はありますでしょうか。	現在の西センターの除雪は業者委託をしています。そのため、使用している除雪重機は、現委託業者の所有となります。また、今後市で重機を購入する予定はございません。
156	要求水準書(案)	59	5	2	(6)	イ	(ア)	a	(c)	除雪について、一定の積雪量を超えた場合、市側で追加費用の負担等はしていただけるのでしょうか。	八戸市内は積雪量が少なく、降雪量が10センチメートルを超えることは年に数回程度であることから、追加費用については想定はしていません。(気象庁公表の八戸の積雪の深さ日平年値：7cm(令和8年2月6日9時時点)) ただし、実施方針p23,24※2に示すとおり、「戦争、感染症、風水害、地震等その他自然的又は人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲を超えるもの。」について、「サービス対価の100分の1までの損害は事業者の負担、それを超える分は市の負担とする。」と想定しています。
157	要求水準書(案)	72	6	2	(2)	イ	(ア)	f		調理品(主食+副食)を配送するとありますが、パン・麺の対応食調理があるとのことでしょうか。	お見込みのとおりです。追加配付資料4-2「アレルギー対応食献立指示書及び献立例」をご確認ください。
158	要求水準書(案)	72	6	2	(2)	イ	(ア)	g		対応食は別に全て専用調理室内で調理するとありますが、アレルギーを含まない料理も含めて調理するとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
159	要求水準書(案)	72	6	2	(2)	イ	(ア)	g		「市が作成した献立」とありますが、アレルギー対応食の献立や調理指示書をお示しいただけないでしょうか。	追加配付資料4-2「アレルギー対応食献立指示書及び献立例」を示します。
160	要求水準書(案)	72	6	2	(2)	イ	(ア)			専用調理室内での調理については、加熱調理から行うとの認識でよろしいでしょうか。	概ねお見込みのとおりですが、日ごとの基本食の作業工程を踏まえ、上処理も室内で行うことを可としており、本事業においても同様とします。
161	要求水準書(案)	72	6	2	(2)	イ	(ア)			市が準備する対応食専用のランチジャー(アレルギー別2タイプ)、金属性ケース等により、学校名、学級名、児童生徒名を表示し、児童生徒別にボックス(アレルギー別2タイプ)は現在も使用しているのでしょうか。写真があれば開示お願い致します。	お見込みのとおり、市が準備する対応食専用のランチジャーなどは現在も使用しており、本事業においても同様の想定です。使用状況の写真は、配付資料18-5八戸市学校給食における食物アレルギー対応管理マニュアル16頁をご確認ください。

No.	書類名	頁	大 項	中 項	小項目				質問の内容	回答
162	要求水準書(案)	73	6	2	(3)	ア	(ク)		配送・回収業務における有料道路の使用について、現在の使用実績についてご教示ください。	有料道路は、現在一部利用しております。（配付資料20給食センターの配送計画表(1)西センター7の「西センター」→「中沢中④」の区間。） 本事業においても調理後2時間以内の喫食及び学校での検食時間を考慮し、必要に応じ有料道路の使用は事業者判断していただく想定をしています。
163	要求水準書(案)	74	6	2	(3)	イ	(ウ)	a (d)	配付資料16において受配校の搬入口サイズは確認できましたが、配付資料3には縮尺の記載がないため、配膳室の広さを把握することができません。コンテナのサイズ、台数検討に不可欠なため配膳室の広さが確認できる資料をご開示いただけますでしょうか。	追加配付資料25-1「受配校（小学校）の学校施設台帳」及び追加配付資料25-2「受配校（中学校）の学校施設台帳」を示します。
164	要求水準書(案)	75	6	2	(4)	ウ			調理備品等の洗浄は必要に応じて、食器や食缶の洗浄機で洗浄することは可能でしょうか。	お見込みのとおり可とします。
165	要求水準書(案)	75	6	2	(5)	ア			生徒児童が喫食中に嘔吐した場合、嘔吐物が付着した食器類の処理、回収方法をご教示いただけますでしょうか。	現在の対応方法は以下のとおりで、本事業においても同様の取扱いとなります。 ①該当する食器を学校にて塩素消毒を行い、各センターへ連絡してから他の食器とは分けて返却 ②各給食センターで回収後、再度洗浄・消毒 ※①について学校からの報告が遅れて、そのまま返却されることが、年に1～2回程度あります。
166	要求水準書(案)	79	6	2	(7)	オ	(エ)		現在、配膳員には白衣を着用させておらずエプロン、帽子、マスクを着用していますが、白衣着用が追加される解釈でよろしいでしょうか。 ※P78ウ(イ)aでは「手洗いをを行い、帽子とエプロンを着用し、粘着ローラーをかけること」と記載されております。	白衣着用は求める想定はしていません。 要求水準書(案)を修正いたします。
167	要求水準書(案)	79	6	2	(7)	オ	(エ)		現在、配膳員には白衣を着用させておらずエプロン、帽子、マスクを着用していますが、白衣着用が追加される解釈でよろしいでしょうか。 ※P78ウ(イ)aでは「手洗いをを行い、帽子とエプロンを着用し、粘着ローラーをかけること」と記載されております。	No.166の回答を参照してください。

No.	書類名	頁	大 項	中 項	小項目	質問の内容	回答
168	要求水準書(案)	(3)				資料内における「調理設備」と「厨房設備」の言葉の使い分けについてそれぞれの指し示す範囲や、明確な区別がございましたらご教示ください。 同一の場合はどちらかの用語に統一いただけますでしょうか。	厨房設備は誤記です。 用語の定義より「調理設備」に統一いたします。
169	要求水準書(案)	(3)				運営備品は、調理備品、食具、配膳具、食器かごを総称したものとされていますが、食器かごは食具か配膳具のいずれかに分類されるのが一般的という認識です。本件においては備品リスト・見積書の様式等においても食器かごは単独で分類されますでしょうか。	お見込みのとおりです。 本事業において、西センターでは食器かごの調達は含めないことから、食器かごを単独で分類しています。
170	要求水準書(案)	(3)				コンテナは通常調理設備に定義付けられる平面図等で提示可能な仕器に該当しますが、本件では表に示される通り調理備品という定義でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
171	要求水準書(案)	(3)				コンテナが調理備品とされていますが、一般的には調理設備に含まれ、長期修繕計画策定・修繕更新費積算においても移動台などの板金製品と同様の修繕内容になります。運営企業が調理の際に使用する調理備品とコンテナの修繕更新の内容が異なりますが、修繕計画等の様式においても調理備品の分類で記載する様式となりますでしょうか。	お見込みのとおりです。
172	要求水準書(案)	(3)				コンテナは通常調理設備に定義付けられる平面図等で提示可能な仕器に該当しますが、本件では表に示される通り調理備品という定義でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
173	(全体)					地震をうけ、本事業に関して検討したことはあるか。	No.76の回答をご参照ください。
174	(全体)					受配校の見学会の実施はあるか	受配校の見学会は想定しています。 なお、具体的な日程は募集要項等公表時にお示しします。
175	要求水準書(案)資料	1				供用開始の令和11年度の食缶数（配缶数）につきまして、食缶数が記載されている令和13年から推測すると、例えば「八戸小学校」において ①食缶数は学級数の推計の「学級数」11に「職員室」の1を足した数12との認識でよろしいでしょうか ②特別支援学級の必要食缶数は4との認識でよろしいでしょうか	①：お見込みのとおりです。 ②：特別支援学級の必要食缶数は、学校によって普通教室に含まれる場合と含まれない場合があるため、追加配付資料14-2「学校別米飯用食缶数一覧まとめ」をご確認ください。他の食缶や食器かごのまとまりについても同様の対応をしております。

No.	書類名	頁	大 項	中 項	小項目				質問の内容	回答
176	要求水準書(案)資料	2							旧美保野小中学校は基本計画から、地域住民の活動拠点と記載がありますが、将来的な利活用として計画がありましたらご教示願います。	旧美保野小学校の閉校以降、町内会等の御要望を踏まえ、コミュニティ活動等の維持・活性化を図るため旧校舎等を利活用いただいているところであります。現時点においては、当該利用以外に具体的な利活用の計画は定まっておりますが、今後の施設の在り方につきましては、地域の意向等を踏まえ、適切な利活用の方法について検討を継続してまいります。
177	要求水準書(案)資料	4			(1)				2025/4/9 海藻サラダ 食品名欄に記載の「水」は何用でしょうか。	乾物を戻した時の水分量です。
178	要求水準書(案)資料	4			(1)				2025/4/17 菜の花あえ 和え衣は「加熱調理なし」との認識でよろしいでしょうか。 サラダや和え物用の調味料等で加熱を必要とする食品がございましたら、ご教示ください。	現在は加熱調理を行っておりませんが、衛生管理の基準や大量調理マニュアルなどに従って、今後行う可能性があります。
179	要求水準書(案)資料	4							アレルギー調理について 4月9日でいうと、小麦→パン、乳→クリームシチュー、卵→オムレツはどのようになるのか アレルギー献立は基本献立は変えずに、除去する想定？ アレルギー対応食の献立例を提示して欲しい。	アレルギー対応食に応じて通常食の献立を変更する想定はありません。 アレルギー対応食の献立例は、追加配付資料4-2「アレルギー対応食献立指示書及び献立例」をご確認ください。
180	要求水準書(案)資料	4							焼物や蒸物等主菜のたれ調理は想定されていますでしょうか。	現在は行っておりませんが、本事業においては実施する可能性があります。たれ調理用の機器は、No.106と同様に、作業動線や作業工程を考慮できる場合、スチームコンベクションオーブンを設置する室に釜を設置しない前提で、事業者提案を可とします。（西センターでも同所に釜は設置しておらず、両センターで調理可能な献立・組合せにする想定です。）
181	要求水準書(案)資料	4							揚げパンや焼きそばなどのように、主食を給食センターで調理する献立はないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
182	要求水準書(案)資料	5							アルミ容器を使用していますが、おかず用の食缶（9L）に1クラス分を配缶できるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
183	要求水準書(案)資料	5							「ひつつみグラタン」のような手作り調理に関して、その他にも想定されている手作り調理のメニューがございましたらご教示ください。	今年度は「ごぼうとちりめんじゃこの和風キッシュ」を小規模校で実施予定です。

No.	書類名	頁	大 項	中 項	小項目	質問の内容	回答
184	要求水準書(案)資料	6				配付資料6 八戸市様で敷設される上水に関して、敷設される時期と管径をお教え願います。	時期は、令和10(2028)年度以降の敷設を想定しています。 現時点で、水道メーターまでの管径は専用管として75mmを想定しておりますが、事業者選定後、協議を行い決定したいと考えております。要求水準書(案)を修正します。
185	要求水準書(案)資料	10				今回の給食センター敷地は、測量図内の赤実線との認識でよろしいでしょうか？	赤実線は高低測量範囲を示しております。 確定した敷地の図面は募集要項等公表時に境界確定図としてお示しすることを想定しています。
186	要求水準書(案)資料	10				上記に合わせて、資料から接道しているか不明のため質問致します。分割された給食センター敷地は道路に接道している認識でよろしいでしょうか？	事業用地は、接道しております。 なお、敷地の詳細につきましては、募集要項等公表時に配付予定の境界確定図及び求積図をご確認ください。
187	要求水準書(案)資料	14			(1)	【食器】 ※2に更新の際は、更新時の食数を基に算定するとありますが、初期調達分の全数更新ではないとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 更新時期の食数等を加味し、必要枚数を調達してください。
188	要求水準書(案)資料	14			(1)	【食器】 寸法について、小学校・中学校の区別はなく1種類の調達で問題ないとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
189	要求水準書(案)資料	14			(1)	【食缶】 ※3に米飯用食缶は委託先へ貸与とし、点検及び更新については事業範囲となるとありますが、委託先の取扱い不備による破損等の扱いについてのお考えをお示してください。	委託先へ貸与する米飯用食缶の点検については、市で行うこととします。要求水準書(案)を修正いたします。 委託先の取扱い不備による破損の場合は、事業者が負担することは想定しておりません。
190	要求水準書(案)資料	14			(1)	米飯食缶の保管は各委託業者が行うという認識でよろしいでしょうか。また、点検は各委託会社へ出向き実施すれば良いでしょうか。	委託先へ貸与する米飯用食缶の点検については、市で行うこととします。要求水準書(案)を修正いたします。 委託先の取扱い不備による破損の場合は、事業者が負担することは想定しておりません。
191	要求水準書(案)資料	14			(1)	現在使用している、特別支援学級用の食缶の種類・型式・サイズ・容量等をお示し下さい。	特別支援学級用の食缶は、通常学級と同じ種類・型式・サイズ・容量のものを使用しております。

No.	書類名	頁	大 項	中 項	小項目				質問の内容	回答
192	要求水準書(案)資料	14			(1)				特別支援学級の食缶についてですが ①特別支援学級は職員室や普通学級からのとりわけではなく特別支援学級用の食缶での提供となるのでしょうか ②配付資料14では特別支援学級用の汁食食缶の記載がありますが、汁食食缶以外の食缶においては同資料の食缶の容量、サイズ等を参考に事業者の提案としてもよろしいでしょうか ③現在使用している特別支援学級用の食缶の種類、型式、サイズ、容量等をお示し下さい	①：学校により提供方法が異なるため、追加配付資料14-2「学校別米飯用食缶数一覧まとめ」をご確認ください。他の食缶や食器かごのまとまりについても同様の対応をしております。 ②：お見込みのとおりです。 ③：普通学級と同じ食缶を使用しています。
193	要求水準書(案)資料	14			(1)				米飯食缶は委託先に貸与し、食缶の点検及び更新は事業範囲に含めるとあります。 ①事業期間内の米飯食缶破損、変形等による補充は予備調達分の範囲内で行うとの理解でよろしいでしょうか。 ②予備調達分を上回る米飯食缶の更新については、リスク分担表_食器等の破損・紛失_No98 児童・生徒・教職員等の故意・重過失によるものと判断し、貴市のリスクとしていただけないでしょうか。	委託先へ貸与する米飯用食缶の点検については、市で行うこととします。 ①：お見込みのとおりです。 ②：米飯食缶の予備調達分は、必要数量の2%とし、要求水準書(案)を修正いたします。予備調達分の更新については、ご意見として承りますが、これまでの実績により、現時点では、想定している予備調達分で破損補充が賄われるものと想定しています。
194	要求水準書(案)資料	14			(4)				学年ごとに食缶のサイズをそろえることとありますが、クラスによってサイズが異なる事象が生じた場合については人数の多い方のサイズで統一するとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
195	要求水準書(案)資料	14							コンテナ、調理備品、食器かごは事業者が調達しないのか	西センターに係る調達については、運営備品のうちコンテナ及び食器かごを除く備品を事業者が調達するものとします。
196	要求水準書(案)資料	16							配膳員による移動作業について記載がありますが、アレルギー対応食や検食の配膳を除いて、基本的には各配膳室内での業務との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	書類名	頁	大 項	中 項	小項目				質問の内容	回答
197	要求水準書(案)資料	18-2							西センターの平面図に「冷蔵庫（缶詰）」と記載されていますが、この冷蔵庫はどのような缶詰の保存に使用されているのか、また用途についてご教示いただけますでしょうか。	西センターについては ①下処理側にある缶詰用の冷蔵庫には、みそ、煮干し及び開封後の調味料を保管しており、 ②和え物準備室付近にある冷蔵庫には、低温の状態調理を開始したいフルーツ等の缶詰を保管しております。（ご質問の箇所は①に該当しますが、現在、缶詰は②で保管しております。） 本件施設でも同様に保管できるよう冷蔵スペースを確保してください。
198	要求水準書(案)資料	18-3	5						敷地内駐車場、食材搬入車、給食配送車の可動場所を重機で除雪とありますが、重機は現在市が所有しておりますでしょうか。重機の仕様についてご教示ください。	現在の西センターの除雪は運営委託業者の手配により実施しており、重機の機種・仕様は以下のとおりです。 機種等：ホイローダー コマツWA100-7 (WA80-8) 質量：7,405kg (5,120kg) バケット容量：1.3m <sup>3</sup> (0.9m <sup>3</sup> ) 定格出力：74.2KW (45.8KW) 通常1台で稼働していますが、積雪量などに応じ、（ ）のサブ機を含めた2台体制で稼働させています。
199	要求水準書(案)資料	20						(1)	西センターの配送計画に学校待機となっている学校がありますが、今後も同様の対応は可能との認識でよろしいでしょうか。また、他の学校については学校との協議により学校待機も可能との認識でよろしいでしょうか。	お見込みとおりです。
200	要求水準書(案)資料	20							配付資料20において配送車両が学校で待機しているケースがありますが、新設センター及び西センターの配送校のなかで待機できない学校がある場合、その学校名をお示しください。（配送計画の検討のため）	No.199の回答を参照してください。
201	要求水準書(案)資料	21							廃棄物収集日程表の公表がありますが、回収業者については市側で選定するという認識でよろしいでしょうか。	要求水準書76頁にも示すとおり、西センターの廃棄物処理については、別途市で委託を行います。